

大阪市水道局告示第55号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年9月16日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
柳建設株式会社	大阪府八尾市幸町4丁目60番地4	令和7年 8月31日
株式会社増田プラミング	大阪市東淀川区菅原2丁目3番40-19号	
青松建設株式会社	大阪府柏原市本郷4丁目3番54号2A	
伸秀工業株式会社	大阪市住吉区长居東4丁目2番11号	
上井谷設備	大阪府河内長野市寿町10-5	
有限会社エス・ケー設備	大阪市北区長柄西2丁目5番5号アワーズ長柄302号室	
株式会社東海	大阪府八尾市天王寺屋2丁目169番地	
株式会社中部トータルサービス	奈良県磯城郡田原本町薬王寺115番地1	

（水道局工務部給水課）